

令和6年6月5日

令和6年 第2回杵築市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和6年第2回杵築市議会定例会の開会にあたり、冒頭ひとこと挨拶を申し上げます。

市議会におかれましては、5月10日の臨時会におきまして、副議長に真鍋公博議員が選出されました。本日、新体制による初の定例会を開会する運びとなりましたことは、誠にご同慶の至りでございます。今後とも議員の皆様とともに、市勢発展のため、執行部も新たな気構えで、全力で取り組んでまいる所存であります。

さて、令和5年に策定された国の経済対策に基づく「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」として、国税である令和6年分所得税の定額減税が今月から順次実施されます。令和6年分の所得税から、納税される方及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、3万円が減税されます。対象となる方や実施時期・方法等に違いがありますので詳細につきましては、国税庁公式ウェブサイトなどでご確認ください。

また、先の市議会臨時会で専決処分の承認を求める際にもご説明いたしました但し、市税の定額減税措置としまして、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税される方及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円を減税します。対象となる方につきましては、住民税の納税通知書にてお知らせしますのでご確認ください。

さらに、算定した定額減税額が、所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、減税しきれないと見込まれる場合は、市から「調整給付金」としてその差額を支給します。また、令和6年度、新たに個人住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯に対しては、1世帯当たり10万円を支給し、加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給します。給付金の支給時期等につきましては、準備が整い次第、市報や市の公式ウェブサイトなどでご案内いたします。

市としましても国の施策とあわせ、今後も物価高騰の影響を受ける

市民の皆様の経済的負担軽減に向けた施策を随時検討してまいります。

さて、風水害の多発する出水期^{しゅつすいき}を前に、今月2日、区長、区役員、自主防災組織役員及び各区防災士を中心に全市民の皆様を対象とした「杵築市内一斉風水害避難訓練」を実施しました。多くの市民の皆様に参加していただき、地域ごとの防災意識の高まりを感じております。近年災害をもたらした気象事例では、「令和2年7月豪雨」において西日本から東日本、東北地方の広い範囲で大雨となり、特に九州では5つの県に大雨特別警報が発表されるなど、記録的な大雨となったところです。停滞した梅雨前線の影響により大河川での氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により、人的被害や物的被害が多く発生いたしました。また、地震につきましても、本年1月1日に能登半島地震が発生しました。4月17日には、豊後水道を震源地とした最大震度6弱の地震が発生し、本市でも震度3を観測したところです。全国各地で災害が発生する中、いつどこでどのような災害が発生してもおかしくない状況となっています。平時から災害が発生した時に何が必要か、どのように行動すべきかを考え日頃の備えを十分に行うことが、被害を最小限に抑えることにつながりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、今定例会に提出いたしました諸議案等について、説明を申し上げます。

はじめに、議案第30号 令和6年度杵築市一般会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事業と追加要望のあった農業予算が主なもので、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、教育費において1億3,113万2千円を追加補正し、補正後の予算の総額を184億8,354万4千円といたし

ました。

主な補正の概要を、歳出から款を追って、説明を申し上げます。

まず、総務費では、子ども・子育て支援法等の一部改正による児童手当の拡充に伴う人事給与システムの改修費１６５万円、山香庁舎の高压受電設備の改修費９３１万５千円、コミュニティ助成事業として、上市区公民館の備品購入に対する補助金２１０万円、八坂地区住民自治協議会の活動拠点を整備するための補助金３８０万円を計上いたしました。

民生費では、多世代交流・支え合い活動を推進するため、旧山浦小学校の改修や整備に対する補助金１００万円、経済的理由により病院等に入院することが困難な妊産婦が安心して出産できるよう助産施設の入所負担に対する措置費１００万円を計上いたしました。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの無料接種が令和６年３月３１日をもって終了したため、６５歳以上の高齢者等を対象に接種費用の自己負担額を軽減する経費８，５６７万７千円、妊産婦や子育て女性の健幸づくり事業として、母親の妊娠前後の体力低下や、育児不安、社会的孤立感等によるメンタルヘルスの悪化を予防するための経費４７８万２千円、奈多・狩宿海岸でボランティア清掃を行っている地元団体が公益財団法人Ｂ＆Ｇ財団の助成金を活用し、海洋漂着ごみを集積する「拾い箱」を設置することに伴い、環境保全意識の向上を目的とする広報活動やごみ収集に対する経費４３万円を計上いたしました。

農林水産業費では、酪農経営の省力化や牛舎環境の改善のための施設整備に対する補助金１３８万１千円、園芸品目に係る施設の資産継承に対する補助金１，４５８万５千円、市の園芸産地づくり計画に基づく地域の特性を活かした高収益品目の実証試験に係る補助金４４万６千円、第４３回全国豊かな海づくり大会が令和６年１１月１０日に大分県で開催されることから、本市においても美濃崎漁港で大会ＰＲ

や市の水産物の普及促進を図る協賛イベントを開催する経費 80 万円を計上いたしました。

土木費では、北^{きた}祇^ぎ園^{おんなか}中の^{はるせん}原線 道路改良工事に伴う概略設計を行う経費 143 万円を計上いたしました。

教育費では、きつき城下町資料館の防火シャッター設備の補修工事を行う経費 215 万 6 千円を計上いたしました。

以上、歳出について申し上げましたが、その財源は、国県支出金、繰入金、諸収入です。

次に、議案第 31 号 令和 6 年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）については、山香地域及び大田地域の光ケーブル化に向けた整備のために、既存の伝送路の状況調査を実施する経費 115 万 5 千円を計上いたしました。

続きまして、条例議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第 32 号 使用料改定に伴う関係条例の整備については、公共施設の使用料について、算定根拠を明確化し、行政サービスに対する公平・公正な受益者負担を確保するため、統一した基準により各施設の使用料を改定するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 33 号 杵築市税特別措置条例の一部改正については、地域再生法及び地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除対象等を拡大するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 34 号 杵築市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童支援

員の人員確保のため、資格要件を緩和するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 35 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、国に準じて基準を改めるため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 36 号 杵築市平尾台住宅団地污水处理場条例の一部改正については、公共下水道の使用料改定に伴い、杵築処理区と同一の料金設定で運用している污水处理場の使用料を改定するため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 37 号 杵築市農業集落排水施設条例及び杵築市公共下水道条例の一部改正については、下水道事業を将来にわたって安定的に運営していくため、杵築市上下水道事業審議会の答申を踏まえ、使用料を改定するなど、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 38 号 杵築市農業集落排水事業分担金徴収条例及び杵築市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例の一部改正については、公共下水道の計画区域外などから排水施設へ接続する場合の分担金について、規定の整備を行うため、所要の改正を行うものです。

次に、議案第 39 号 杵築市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定については、公共下水道の計画区域外から排水施設へ接続する場合の分担金について、都市計画法に基づく受益者負担金とは別に定める必要があるため、条例を制定するものです。

続きまして、一般議案について、説明を申し上げます。

まず、議案第40号 杵築市過疎地域持続的発展計画の変更については、^{な か え}奈狩江 地区及び^{いしやま}石山 地区の農業水利施設保全合理化事業を追加するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第41号 市道の路線認定については、^{き つきこうこうせん}杵築高校線、^こ小杉宮平線、^{すぎみやびらせん}竜頭恒道線及び^{りゅう ず つねみちせん}中村恒道線 ^{なかむらつねみちせん}の路線認定をするため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提出いたしました予算議案2件、条例議案8件、一般議案2件について、説明を申し上げます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

それでは、報告第11号から報告第14号までについて、説明を申し上げます。

まず、報告第11号 繰越明許費繰越計算書については、令和5年度杵築市一般会計予算のうち、諸般の事情により6億8,296万6千円を令和6年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第12号 繰越明許費繰越計算書については、令和5年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計予算のうち、諸般の事情により

2億2,861万7千円を令和6年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第13号 繰越計算書については、令和5年度杵築市水道事業会計予算のうち、諸般の事情により9,782万9千円を令和6年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

次に、報告第14号 繰越計算書については、令和5年度杵築市下水道事業会計予算のうち、諸般の事情により497万3千円を令和6年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものです。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

